

[4] 守口市外国人障害者給付金 身 知

概 要	国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日以前に20歳に達していた外国人で、障害年金を受け取ることができない重度障害者に対し、給付金を支給する制度です。
対 象 者	次のすべてに該当する人で、障害年金の受給資格がない人 (1) 給付金を受けようとする際に、本市に居住し、本市を居住地として登録または住民基本台帳法に基づき記録されている人 (2) 昭和57年1月1日以前に外国人であった人 (3) 昭和57年1月1日以前に満20歳に達しており、同日前に身体障害者手帳1、2級または療育手帳Aの交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障害発生原因に係る傷病の初診日が同日前に属する人
手 当 額	手当額は、月額20,000円で、毎年3月、9月の2回 に分けて支給されます。
支 給 制 限	(1) 生活保護を受けているとき (2) 公的年金を受けているとき (3) 社会福祉施設に入所しているとき (4) 本人の前年所得が一定金額以上であるとき
必要とするもの	申請書・手帳の写し・印鑑・診断書など
窓 口	障害福祉課 電話：06-6992-1630・1635、06-6991-2494